

令和8年度 深入山山焼き出店要項

(令和8年2月2日版)

1 目的

令和8年度深入山山焼きにおいて、安芸太田町の観光誘客のコンテンツのひとつと捉え観光客の増加、滞在時間の増加を目的とし飲食提供等を用意し賑わい創出の場を設ける。

2 実施日時

実施日	準備時間	営業時間
令和8年4月12日(日)	7:30~10:00	10:00~15:00

3 実施場所

●深入山グラウンド（安芸太田町大字松原 1-1）

4 出店条件等

(1) 出店資格

原則、町内の事業者、個人、これまで山焼きでの出店経験団体を対象とするが、その他の町外からの出店は、町に推薦や出店依頼を受けた方のみとする。

(2) 出店募集数

●飲食販売事業者 8店程度

(予定数を超えた場合は、締切日前であっても募集を終了する場合がある。)

(3) 出店場所等

出店場所は、別紙「山焼き出店者配置図（予定）」の出店ブース内で、テント販売は3m×3mのスペースを1コマとする。移動販売車の場合のコマ数は、1台あたり1コマとする。

その他ごみの減量化や分別のしやすさに留意すること。

(4) 出店者負担金

負担金の徴収はなし。

但し、電源や机等の備品は各出店者にて用意すること。

(5) 諸手続き

① (消防関係) 露店等の開設手続き

火気器具を使用する場合は、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所への「露店等の開設届出書」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

また、消防署から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

② (衛生関係) 臨時食品取扱施設開設手続き

食品を取り扱う場合は、広島県西部保健所広島支所への「臨時食品取扱い施設開設届」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

なお、届出後の販売品目の追加は認めないので、届出前に販売品目を精査すること。また、保健所から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

③ (暴力団追放関係) 暴力団追放に関する手続き

露店を出店する場合は、山県警察署への「暴力団追放に関する誓約書」、「従事者名簿」及び「運転免許証等の写し」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

(6) 衛生管理

食品を取り扱う場合は、保健所の指導に従い、食中毒の発生防止に努めるとともに、残飯等の処理設備として蓋つきの容器を用意すること。

(7) 開催中止事由

4月10日(金)の14時に一度実施可否を判断する。なお、次の事由に該当する場合は、当日午前6時までに中止を決定し、防災行政無線や安芸太田町ホームページ等により中止を広報するほか、出店者には、個別の連絡方法により中止を連絡する。

- ① 林野火災警報、強風注意報等の発表など、山焼きを安全に実施することが困難であると判断した場合
- ② 天変地変その他中止せざるを得ない場合

深入山山焼き駐車場等

- 駐車場について
黄色点線内の駐車場をご利用ください。
- 設置時間について (7時30分～10時00分まで)
10時には販売ができるようご準備ください。

